

犬・猫用バイトリル® 2.5%注射液

2021年9月改訂

貯法

室温保存

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、ドイツ・バイエル社が世界初の動物専用フルオロキノロン系抗菌剤として開発したエンロフロキサシンを有効成分とする製剤である。エンロフロキサシンの抗菌スペクトラムは広く、グラム陽性菌、グラム陰性菌、そしてマイコプラズマに対し殺菌的に作用する。

【成分及び分量】

品名	犬・猫用バイトリル2.5%注射液
有効成分	エンロフロキサシン
含量	本品100mL中にエンロフロキサシンを2.5g含有する。

【効能又は効果】

有効菌種：本剤に感受性下記菌種

ドブ球菌属、レンサ球菌属、腸球菌属、大腸菌、クレブシエラ属、エンテロバクター属、プロテウス属、シュドモナス属、ステプトホモナス、マルトフィリア、アシネトバクター-カルコアセティクス
適応症：犬及び猫の尿路感染症

【用法及び用量】

1日1回、体重1kg当たりエンロフロキサシンとして5mgを皮下に注射する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的使用注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

(使用者に対する注意)

・本剤は強いアルカリ性(pH約11)であるので、皮膚、飲食物については速やかに水洗いすること。

(取扱い及び廃棄に関する注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・食品とは区別して保管すること。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないよう注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・本剤が目に入った場合には多量の流水(水道水)で十分に洗った後、医師の診察を受けること。
- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。

(犬及び猫に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

① 対象動物の使用制限等

- ・大量投与により若者犬で関節障害が認められたため、本剤は12カ月齢未満の成長期にある犬には使用しないこと。

② 重要な基本的注意

- ・本剤は第一選択薬が無効である症例に限り使用すること。
- ・本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療に必要な最小限の期間の投与に止めること。なお、それを反復する投与は避けること。
- ・本剤は10日を超える投与を避けること。
- ・本剤は一回の投与量が多い場合又は連続投与する場合は注射部位を変えること。

③ 相互作用

- ・類似化合物で、テオフィリンとの併用により、テオフィリンの血中濃度を上昇させるとの報告があるため、併用する場合にはテオフィリンを減量するなど慎重に投与すること。
- ・類似化合物で、非ステロイド性消炎鎮痛剤との併用により、まれに痙攣が発現するとの報告がある。

④ 副作用

- ・本剤の投与によりまれに流涎、虚脱等があらわれることがあるので、異常があらわれた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- ・本剤の投与によりときに嘔吐を認めることがある。
- ・本剤は注射部位でときに硬結、脱毛、癬痕等を起こすことがある。
- ・猫において、本剤の投与により失明等の視覚障害が認められた報告があるため、異常が認められた場合は投与を中止すること。

⑤ その他の注意

- ・本剤は、ナリジク酸高度耐性株に対して効力を示すが、フルオロキノロン高度耐性株に対しては効力を示さない。

【薬理学的情報等】

(薬効薬理)

本剤の有効成分であるエンロフロキサシンは、細菌のDNA合成を阻害する。細菌のII型トポイソメラーゼであるDNAジャイレースとトポイソメラーゼIVに作用し、DNAの複製を阻害することで、細菌を死滅させる。エンロフロキサシンは核膜を持たない細菌のDNAには直接作用するが、核膜を持つ動物・植物細胞のDNAには直接作用できないため、哺乳類、鳥類等に対しては安全である。

【製品情報お問い合わせ先】

エランコジャパン株式会社
〒107-0052
東京都港区赤坂四丁目15番1号
お問い合わせ先：☎0120-126-471

【製造販売元(輸入発売元)】

エランコジャパン株式会社
〒107-0052
東京都港区赤坂四丁目15番1号

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。